

亀山市公告第106号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、令和6年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、同条の規定により公告する。

令和5年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

阿野田町字辰己谷、阿野田町字門垣戸、阿野田町字二本松、阿野田町字西上野山、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、川崎町字下僧仏、川崎町字金瀬、川崎町字県屋敷、川崎町字下垣内、川崎町字上垣内及び能褒野町字能褒野のうち公共下水道が使用できる区域